

－ 審査事務規程の一部改正について（第27次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和2年1月31日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正

- 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5トン以下のものには、協定規則第152号に規定された要件に適合した乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置を備えなければならないこととします。

[7-15、8-15、7-16、8-16]

対象車：令和3年11月1日（輸入自動車は令和6年7月1日）以降の新型車

令和7年12月1日（輸入自動車は令和8年7月1日）以降の継続生産車

2. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

重要

【 装飾板の取扱いについて 】

改正のポイント

7-38 / 8-38 運転者席

7-38-1 / 8-38-1 性能要件（視認等による審査）

装飾板を備えているものは、運転者席の基準に適合しなくなる。

対象自動車

- ・専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車
- ・貨物の用に供する車両総重量3.5t超の自動車

施行日：令和2年1月31日から、製作年月にかかわらず、全ての使用過程車にも適用されます。

継続検査時に注意が必要です。

審査事務規程 一部改正（抜粋）

7-38 / 8-38 運転者席

7-38-1 性能要件（視認等による審査）

（1）自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有し、かつ、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものとして運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第21条関係、細目告示第27条関係、細目告示第105条第1項関係）

～（略）

に規定する自動車以外の自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有するものであること。

この場合において、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車であって、前面ガラスのうち車両中心面と平行な面上のガラス開口部の下縁より上部であってアイポイントを通る車両中心線に直交する鉛直面より前方の部分に、窓ガラスに装着され又は貼り付けられたもの以外の装飾板（運転者の視野の一部を遮へいする板状のものをいう。）を備えているものはこの基準に適合しないものとする。

ただし、次に掲げる部品は装飾板に該当しないものとする。

ア サンバイザ

イ 後写鏡及び後方等確認装置

ウ 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車方向幕及び行先等を連続表示する電光表示器

エ 一般乗用旅客自動車運送事業用自動車の空車灯及び料金灯

オ 7-52-1-1（1）に規定するもの

カ 運転に必要な情報を表示するためのもの

（略）

運転者の視野遮へい物の装着禁止について

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等が令和2年1月31日付けで改正され、運転者の視野の一部を遮へいする板状のものに関する装着禁止規定が明確化されました。

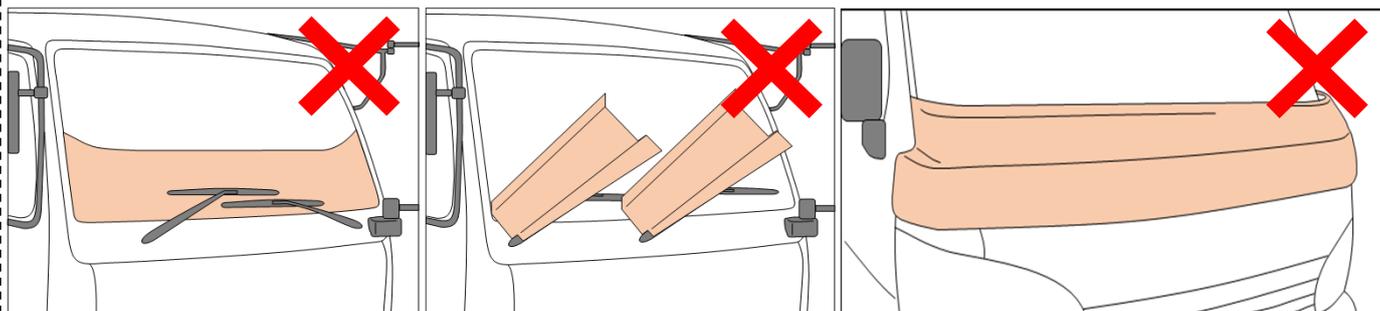
これらについては、令和2年1月31日以降、自動車の製作された日を問わず次に掲げる自動車に適用されますのでお知らせします。

■対象となる自動車

- 乗車定員11人以上の乗用自動車
- 車両総重量3.5t超の貨物自動車
- 大型特殊自動車

■装着していると基準不適合となる板状のもの例

- 前面窓ガラス下部に装着するもの（窓ガラスへの接触状態を問わず）
- ワイパーに取付ける羽
- ワイパーを保護するカバー類



※窓ガラス下部の板

※ワイパー羽

※ワイパーを保護するカバー類

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。